

証券コード 1950
平成27年6月26日

株 主 各 位

東京都台東区池之端一丁目2番23号

日本電設工業株式会社

代表取締役社長 土屋 忠巳

第73期定時株主総会決議ご通知

拝 啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、本日開催の当社第73期定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申しあげます。

敬 具
記

報告事項 1. 第73期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

2. 第73期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

本件は、上記1. 及び2. の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

本件は、原案どおり承認可決され、株主配当金は1株につき20円と決定いたしました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

なお、変更の内容は2頁から4頁に記載のとおりです。

第3号議案 取締役6名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、江川健太郎、土屋忠巳、田中 均、金子康郎、山本康裕の5名が再任され、楠 重範が新たに選任され、それぞれ就任いたしました。なお、山本康裕は社外取締役であります。

第4号議案 監査役3名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、雨宮 募が再任され、生田康介、中村知久の2名が新たに選任され、それぞれ就任いたしました。なお、生田康介、中村知久は社外監査役であります。

第5号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本件は、原案どおり、退任取締役井上 健氏及び退任監査役山下俊六、内田海基夫の両氏に対し、当社における一定の基準による相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に一任することに承認可決されました。

以上

定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

変 更 前	変 更 後
第1章 総 則 第1条 (省略) (目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 電気工事、電気通信工事、管工事、土木工事、消防施設工事、鋼構造物工事、塗装工事および機械器具設置工事の請負、企画、設計ならびに監理 2. ~9. (省略) 第3条~第4条 (省略) 第2章 株 式 第5条~第11条 (省略)	第1章 総 則 第1条 (現行どおり) (目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 電気工事、電気通信工事、管工事、土木工事、消防施設工事、鋼構造物工事、 <u>とび</u> <u>・土工・コンクリート工事、塗装工事</u> および機械器具設置工事の請負、企画、設計ならびに監理 2. ~9. (現行どおり) 第3条~第4条 (現行どおり) 第2章 株 式 第5条~第11条 (現行どおり)

変更前	変更後
第3章 株主総会 第12条～第18条 (省略)	第3章 株主総会 第12条～第18条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会 第19条～第24条 (省略)	第4章 取締役および取締役会 第19条～第24条 (現行どおり)
(社外取締役との責任限定契約) 第25条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外取締役</u> との間で、同法律第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。	(取締役との責任限定契約) 第25条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役（業務執行取締役である者を除く。）</u> との間で、同法律第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。
第26条～第27条 (省略)	第26条～第27条 (現行どおり)
(取締役会の招集者および議長) 第28条 取締役会は取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長が事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。	(取締役会の招集者および議長) 第28条 取締役会は法令に別段の定めある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集する。なお、当該取締役が事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。 取締役会の議長は、取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれにあたる。なお、当該取締役が事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。
(取締役会の招集通知) 第29条 取締役会の招集通知は、会日より3日前に各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。	(取締役会の招集通知) 第29条 取締役会の招集通知は、会日より3日前までに各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手續を経ないで取締役会を開催することができる。
第30条～第32条 (省略)	第30条～第32条 (現行どおり)
第5章 執行役員 第33条～第34条 (省略)	第5章 執行役員 第33条～第34条 (現行どおり)
第6章 監査役および監査役会 第35条～第40条 (省略)	第6章 監査役および監査役会 第35条～第40条 (現行どおり)

変更前	変更後
(社外監査役との責任限定契約) 第41条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法律第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。	(監査役との責任限定契約) 第41条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法律第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。
(監査役会の招集通知) 第42条 監査役会の招集通知は、会日より3日前に各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。	(監査役会の招集通知) 第42条 監査役会の招集通知は、会日より3日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。
第43条～第45条 (省略)	第43条～第45条 (現行どおり)
第7章 会計監査人 第46条～第49条 (省略)	第7章 会計監査人 第46条～第49条 (現行どおり)
第8章 計算 第50条～第51条 (省略)	第8章 計算 第50条～第51条 (現行どおり)

以 上

第73期配当金のお支払いについて

本総会の決議に基づきまして、株主配当金は1株につき20円（税込）をお支払いすることになりました。

つきましては、配当金振込指定書のご提出のない方は、同封の配当金領収証により、払渡しの期間（平成27年6月29日から平成27年7月31日まで）内に、最寄りのゆうちょ銀行本支店及び出張所ならびに郵便局（銀行代理業者）において配当金をお受け取り下さい。

以 上

